

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人あじさい
主たる事務所の所在地	〒990-1163 山形県大江町大字本郷丁10番地の1
代表者（職名・氏名）	代表理事 伊藤昌子
設立年月日	平成13年11月22日
電話番号	0237-83-4177

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護つつじ	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒991-0041 山形県寒河江市大字寒河江字塩水6番1	
電話番号	0237-85-1326	
指定年月日・事業所番号	平成 26年 6月 4日指定	0661290015
管理者の氏名	荒木はま子	
通常の事業の実施地域	寒河江市、大江町、朝日町、河北町、西川町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	午前9時から午後6時まで。（日曜日は、9:00～16:00）

6. 事業所の職員体制

職種	職務内容	勤務の形態・人数
管理者	<p>1. 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行なわれるよう必要な管理を行ないます。</p> <p>2. 訪問介護計画書及び訪問看護報告書の作成を行うと共に、必要な指導及び管理を行ないます。</p> <p>3. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行ないます。</p> <p>4. 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</p> <p>5. 訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得た後に、訪問看護計画を交付します。 なお、指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行ないます。</p> <p>6. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p>	常勤 1人
看護職員	<p>1. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</p> <p>2. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p>	常勤 2人 非常勤 2人

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2人、非常勤 2人	理学療法士	常勤 0人、非常勤 0人
准看護師	常勤 0人、非常勤 0人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人
保健師	常勤 0人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 0人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(訪問看護職員)及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	(資格 :)
管理責任者の氏名	管理者 荒木はま子 (看護師)

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (=基本利用料の2割) ※(注2)参照
20分未満	3,110円	311円	622円
20分以上30分未満	4,670円	467円	934円
30分以上1時間未満	8,160円	816円	1,632円
1時間以上1時間30分未満	11,180円	1,118円	2,236円

<准看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (=基本利用料の2割) ※(注2)参照
20分未満	2,800円	280円	560円
20分以上30分未満	4,200円	420円	840円
30分以上1時間未満	7,340円	734円	1,468円
1時間以上1時間30分未満	10,060円	1,006円	2,012円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (=基本利用料の2割) ※(注2)参照
1回につき	2,960円	296円	592円
1日3回を越えて実施する場合	90/100		

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、

超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担金 (基本利用料の1割)	利用者負担金 (基本利用料の2割)
初回加算	新規利用又は、過去2か月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定する。	3,000円	300円	600円
退院時共同指導加算	病院、診療所又は老人保健施設から退院、退所されるにあたり、当事業所看護師が退院時共同指導（主治医、その他の職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供）を行った際に算定される。	6,000円	600円	1,200円
夜間・早朝 ・ 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%		
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%		
複数名訪問 加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 （1回につき）	2,540円	254円	508円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 （1回につき）	4,020円	402円	804円
複数名訪問 看護加算Ⅱ	看護師と看護補助が同時に30分未満の訪問看護を行った場合	2,010円	201円	402円
	看護師と看護補助が同時に30分以上の訪問看護を行った場合	3,170円	317円	634円
長時間訪問 看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合 （1回につき）	3,000円	300円	600円
緊急時訪問 看護加算	利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合（月に1回）	5,740円	574円	1,148円
特別管理体制 加算Ⅰ	特別な管理（※1）を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っ	5,000円	500円	1,000円

	た場合に加算します。 なお、特別管理体制加算Ⅰは以下のアに該当した場合加算されます。			
特別管理体制加算Ⅱ	特別な管理（※1）を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。 なお、特別管理体制加算Ⅱは以下のア～エに該当した場合加算されます。	2,500円	250円	500円

※1 特別管理体制加算における、厚生労働大臣が定める特別な管理とは以下ア～エを指します。

- ア 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- イ 在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ウ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態
- エ 真皮を超える褥瘡の状態

ターミナルケア加算	在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態(※2)にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以下で死亡された場合を含む。)に加算します。	20,000円	2,000円	4,000円
-----------	---	---------	--------	--------

※2 ターミナルケア加算における、厚生労働大臣が定める特別な管理とは以下のア～イを指定します。

- ア 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病管領疾患(進行性核上性麻痺大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮性(綿条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋委縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸椎損傷及び人工呼吸を使用している状態
- イ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

集合住宅減算	指定訪問看護事業所と同一敷地内、隣接敷地内、又はその事業所と同一建物に居住する利用者等にサービスを提供した場合	上記基本部分から10%減算
--------	---	---------------

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (=基本利用料の2割) ※(注2)参照
20分未満	3,000円	300円	600円
20分以上30分未満	4,480円	448円	896円
30分以上1時間未満	7,870円	787円	1,574円
1時間以上1時間30分未満	10,800円	1,080円	2,160円

<准看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (=基本利用料の2割) ※(注2)参照
20分以上30分未満	2,700円	270円	540円
20分以上30分未満	4,032円	403円	806円
30分以上1時間未満	7,083円	708円	1,416円
1時間以上1時間30分未満	9,720円	972円	1,944円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (=基本利用料の2割) ※(注2)参照
1回につき	2,860円	286円	572円
1日に3回を超えて実施する場合(90/100)	90/100		

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担金 (基本利用料の1割)	利用者負担金 (基本利用料の2割)
初回加算	新規に介護予防訪問看護計画書を作成した場合に算定する。	3,000円	300円	600円
退院時共同指導加算	病院、診療所又は老人保健施設から退院、退所されるにあたり、当事業所看護師が退院時共同指導（主治医、その他の職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供）を行った際に算定される。	6,000円	600円	1,200円
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%		
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%		
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540円	254円	508円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,020円	402円	804円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師と看護補助が同時に30分未満の訪問看護を行った場合	2,010円	201円	402円
	看護師と看護補助が同時に30分以上の訪問看護を行った場合	3,170円	317円	634円
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000円	300円	600円
緊急時訪問看護加算	利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合（月に1回）	5,740円	574円	1,148円
特別管理体制加算Ⅰ	特別な管理(※1)を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。 なお、特別管理体制加算Ⅰは以下のアに該当した場合加算されます。	5,000円	500円	1,000円

特別管理体制加算Ⅱ	特別な管理(※1)を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。 なお、特別管理体制加算Ⅱは以下のア～エに該当した場合加算されます。	2,500円	250円	500円
-----------	--	--------	------	------

1 特別管理体制加算における、厚生労働大臣が定める特別な管理とは以下ア～エを指します。

- ア 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- イ 在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ウ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態
- エ 真皮を超える褥瘡の状態

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

集合住宅減算	指定訪問看護事業所と同一敷地内、隣接敷地内、又はその事業所と同一建物に居住する利用者等にサービスを提供した場合	上記基本部分から10%減算
--------	---	---------------

(3) その他の利用料

その他の利用料として、必要に応じて下記の料金が発生します。

- ① 訪問看護と連携して行われる死後の処置料 10,800円
- ② 通常の業務の実施地域（寒河江市、大江町、朝日町、西川町、河北町）を越える場合の交通費 1キロメートル当たり 40円

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(5) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、15日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)に、当方で指定する下記の口座より引き落とします。 きらやか銀行 左沢支店 普通口座
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 きらやか銀行 左沢支店 普通口座
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0237-85-1326 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	寒河江市高齢者支援課	電話番号 0237-86-2111
	山形県国民健康保険団体連合会	電話番号 0237-87-8006

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

平成 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 山形県西村山郡大江町大字本郷丁 10 番地の 1
事業者（法人）名 特定非営利活動法人あじさい
代表者職・氏名 代表理事 伊藤 昌子 印
説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所
本人との続柄（ ）
氏名 印

立会人 住所
氏名 印